説明書

• 不誠実対応-23

事故に関する利用者説明および、説明会開催に関し個人情報の扱いがダブルスタンダード になっていると考えられる。

悠生君が行方不明になった後、一週間以上の間は施設利用者には事故の説明は行っておらず、情報提供を行わないまま施設利用を続行させていた。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は、悠生君が見つかってから利用者には事故の説明は行っているとしているが、その説明内容は遺族に教えていない。その背景にはアルプスの森(施設長:宇津慎史)は、悠生君は死亡した為、悠生君に関する情報は個人情報ではないと判断したとのこと。

しかしながら、この考え方ではあくまでも悠生君に関する情報は、要配慮個人情報(悠生君に関する情報は、生きている悠生君の家族に関する情報に直結する情報)である。従って、遺族に情報提供を行わないで、施設利用者に悠生君の情報を提供することは、やはり個人情報保護上、問題になる案件になる。

一方において、説明会開催を行わなかった理由として悠生君の情報がプライバシーにか かわる事をあげている(要配慮個人情報として悠生君に関する情報を認めている)。

従って、個人情報の扱いが完全に自己都合に基づいており、ダブルスタンダードになっていると考えられる。非常に自己都合に合わせて個人情報の扱いを行っていることが解る。

(不誠実対応-23 説明文)

(音声ファイル-23[1]) [0:00:00]⇒[0:01:49]

(音声ファイル-23[2]) [0:00:00]⇒[0:01:08]

(会話の内容)

(個人情報に関する会話内容①) (音声ファイル-23[1]) [0:00:00] ⇒ [0:01:49]

[0:00:00]

(清水悠路)

令和回答書(令和5年3月16日)では全ての利用者に事故直後から説明をしていると記載。 遺族が説明内容を教えて欲しい・公開して欲しいと希望を出したが公表しなかった。

事故翌日から通常開所しているので利用者に事故直後から説明をしなくてはいけないと遺 族側が述べた結果、事故直後から説明をしていると回答された。

[0:01:37]

(アルプス側弁護士)

私からの報告書では御遺体が発見されてから説明したと…

[0:01:42]

(清水悠路)

利用者への説明の時期が令和 5 年 7 月 7 日(報告書)の時、悠生君が見つかった後に変わったので個人情報は問題ない(すなわち死亡した人の情報)とアルプス側の弁護士は説明している。

*本会話(個人情報に関する会話①)における問題点

利用者に対する説明として上記会話における問題点は、事故直後から利用者に対して説明していたとする令和5年3月16日の回答書が正しいければ、倫理的な問題はあるにせよ、個人情報の第三者提供の例外規定に当たると考えれば、利用者に事故直後から事故の状況を説明している事自体には法的問題は存在しない。

本件事故については,事故直後,全ての利用者に説明させて頂いております。従って,改めて当社が本件事故について説明会を実施する予定はございません。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

しかしながら、悠生君遺族に利用者にしているとする事故説明の内容を教えないでいる事 は問題であると指摘したところ、以下のような回答が返ってきた。

当社が施設の利用者に本件事故について説明を行ったのは、清水君のご遺体が発見された後であり、お亡くなりになった方の情報であるため、個人情報反故違反には該当しないものと考えます。

(回答書(令和5年7月7日付)より一部抜粋)

(不誠実対応⑭)でも言及しているが、そもそも利用者への説明を行い始めた時期が、回答書(令和5年3月16日付)と、回答書(令和5年7月7日付)で異なり、嘘の記載が疑われ、これ自体も問題ではある。

ただ回答書(令和5年7月7日付)での記載内容の変更で、アルプス側弁護士は、この個人情報の第三者提供の例外規定に当てはまらないと考えていることが解る。そのため利用者への説明は悠生君の死亡が確認された後からであるので、個人情報上、問題ないとしている。しかし、この考え方自体も以下に理由から問題であると思われる。

悠生君が行方不明の状態においても、無駄な誹謗中傷を避ける為、悠生君は公開捜査にしていない。行方不明の状態であったが、悠生君の性格上または事故現場の情報上、悠生君が川に飛び込んだことには確信があったため、全国に名前や顔が出されてしまう公開捜査は避けている。

家族がネットにこの事故の内容を公開し始めたのは、アルプスの森(施設長:宇津慎史)が遺族に提出した事故報告書(令和5年1月16日付)の内容があまりにも多くの嘘・捏造があ

ったためであり、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側のこの無責任な対応をやめさせるには 情報を公開するしかないと遺族が考えたからである。この決断は無駄な誹謗中傷を避ける ことが出来なくなることから、遺族にとっては苦渋の決断であった。

そのため少なくても令和5年1月16日までは、悠生君が事故で死亡したとする悠生君に 関わる情報は、生きている悠生君の家族に直結する情報であり、要配慮個人情報に当てはま る。従って個人情報保護法上、やはり充分な配慮が必要な情報にあてはまる。

従ってアルプスの森(施設長:宇津慎史)側の考え方では、遺族に対して説明の内容を教えないで、事故説明を施設利用者に説明できるようになるのは、少なくても令和5年1月16日以降になる。

すなわちアルプスの森(施設長:宇津慎史)は個人情報の取り扱いにおいて矛盾したことを 利用者への説明において行っていると考えられる。

さらには事故直後より、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は通常運営を続けている。回答書(令和5年7月7日付)が正しければ、事故直後から利用している利用者には、説明を少なくとも1週間以上は行っていない状況で利用を続行させていた事が判明し、別の倫理的問題も出てきている。

(個人情報に関する会話②) (音声ファイル-23[2]) [0:00:00] ⇒ [0:01:08]

[0:00:00]

(清水亜佳里)

説明会をしなかった事に関し理由を聞いている。

[0:00:04]

(アルプス側弁護士)

代理人から説明会の要望はなかった。吹田市からの遺族が説明会を希望していることの情報を提供されたのは令和5年3月中旬。

[0:00:23]

(清水亜佳里)

要望が無くてもふつうは説明会をするものだが何故、説明会をしなかったのかを言及。

[0:00:27]

(アルプス側弁護士)

遺族の了承が無いとアルプスの森(施設長:宇津慎史)が勝手にできるものではないと説明 [0:00:38]

(清水亜佳里)

どうして自発的に説明会をしなかったのか?

[0:00:56]

(アルプス側弁護士)

悠生君のプライバシーの問題があるとの見解。

[0:01:04]

(清水亜佳里)

ようするに説明会はしたくなかった。

[0:01:06]

(アルプス側弁護士)

それは違います。

*本会話(個人情報に関する会話①②)における問題点

説明会開催においてアルプスの森(施設長:宇津慎史)は、悠生君の遺族のプライバシーにかかわる問題であるため、説明会は実施できなかったとしている。すなわち、要配慮個人情報を扱っているため説明会開催は出来なかったとしている。

しかしながら少なくても、アルプスの森(施設長:宇津慎史)が、吹田市から遺族が説明会の開催の要望があることの情報提供を受けたのは令和 5 年 3 月 15 日である。この時点では、悠生君の情報も悠生君の両親の情報もネット上に出ており、事故に関する情報は、要配慮個人情報でなくなっている。

従って少なくても、令和5年3月15日以降、プライバシーを理由に説明会開催を行わないと言う説明は成立しない。

さらに一方において(個人情報に関する会話①)では、悠生君が発見されてからは、死亡した人物の情報であり個人情報ではない為、遺族の意向に関わらず利用者に事故の説明しているのは問題ないとしている。その時点では、まだ悠生君の情報も悠生君の両親の情報も、ネット上に出ていない、確実に悠生君の遺族のプライバシーにかかわる問題(要配慮個人情報)であった。その状況であったにも関わらず、利用者に事故の説明は行っており、その説明内容は遺族には知らされていない。

完全に個人情報においてダブルスタンダードになっていると思われる。